

【足立区情報公開・個人情報保護審議会】会議概要

会 議 名	第十四期・第2回足立区情報公開・個人情報保護審議会		
事 務 局	政策経営部 区政情報課		
開催年月日	令和7年3月24日（月）		
開催時間	午前10時00分 ～ 午前11時12分		
開催場所	中央館8階特別会議室		
出席者	川合 敏樹 委員	松井 加奈絵 委員	面川 典子 委員
	水町 雅子 委員	くぼた 美幸 委員	はたの 昭彦 委員
	水野 あゆみ 委員	岡田 将和 委員	鈴木又右衛門 委員
	國井 幹雄 委員	坂田 誠 委員	山口 真弘 委員
	上 茂之 委員	川崎 博章 委員	
欠席者	粉川 一郎 委員	森崎 健一 委員	
会議次第	別紙のとおり		
資料	○確認事項 1 第十四期・第1回足立区情報公開・個人情報保護審議会要録（案） ○報告事項 1 令和5年10月16日に発覚した「平成29年度 国民健康保険特定健康診査受診勧奨事業委託」における個人情報流出について 2 区政情報開示請求に対する却下決定の報告 3 「足立区個人情報保護評価委員会（PPAC）」の実施状況の報告 4 特定個人情報保護評価の再実施に伴う第三者点検の報告		
その他			

(審議経過)

1 開 会

○山根区政情報課長 それでは、定刻でございますので、情報公開・個人情報保護審議会を開催したいと思います。よろしくお願いいたします。本日はお忙しい中、足立区情報公開・個人情報保護審議会にご出席賜りまして、誠にありがとうございます。

私は、審議に入るまでの進行を務めさせていただきます区政情報課長の山根でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

初めに、審議会資料の確認をさせていただきますと存じます。本日の資料は、白い審議会の次第と、事前に郵送させていただきました第十四期・第2回足立区情報公開・個人情報保護審議会資料でございます。それと席次をお配りさせていただいております。

資料につきましては以上の3点になりますが、不足の資料がございましたらお知らせいただきたいと思います。いかがでございますでしょうか。

それでは、次に本日の審議会の定足数について、お知らせいたします。本日、16名の委員の皆様のうち、14名のご出席をいただく予定となっております。お一人まだいらしていない方もいらっしゃるかもしれませんが、過半数を超えているということでございますので、本審議会は成立ということとなっております。よろしくお願いいたします。

それでは、第十四期・第2回足立区情報公開・個人情報保護審議会を開会いたします。

本日は、お手元の次第のとおり、確認事項が1件、報告事項が4件となっております。

審議を行う際のお願いがございます。ご発言をする際には、参加されていらっしゃる方につきましては、お手元のマイクのスイッチを入れてからご発言をお願いいたします。ご発言が終わりましたらマイクのスイッチを

お切り願いたいと思います。

オンラインでご参加の委員の方々は、発言がございます場合には挙手ボタンを押していただければと思います。

以後の議事進行につきましては、川合会長にお願いしたいと思います。

会長、よろしくお願いいたします。

○川合会長 では、ただいまから足立区情報公開・個人情報保護審議会を開催したいと思います。

まず本審議会の審議ですが、基本的に公開によりこれを行うということとしたいと思います。と思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川合会長 ありがとうございます。異議なしということですので、そのように進めさせていただきます。

2 確認事項

第十四期・第1回足立区情報公開・個人情報保護審議会要録（案）

○川合会長 では、次に移ります。

先ほど事務局からご説明がありましたとおり、本日は確認事項が1件、報告事項が4件となっております。

初めに、十四期・第1回の情報公開・個人情報保護審議会要録の確認を行いたいと思います。

こちらの要録は、審議会要録（案）という表題で事前に郵送させていただきました資料の1ページ～13ページにつづってございます。こちら、ご質問、ご意見等ありましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川合会長 ありがとうございます。特にご意見ないということでしたら、こちらの要録を第十四期・第1回情報公開・個人情報保護

審議会要録とすることに異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川合会長 ありがとうございます。異議なしということでございますので、そのように決定させていただきます。

3 報告事項

（１）令和５年１０月１６日に発覚した「平成２９年度 国民健康保険特定健康診査受診勧奨事業委託」における個人情報流出について
○川合会長 では、次に報告事項に移りたいと思います。

報告事項１、令和５年１０月１６日に発覚した「平成２９年度 国民健康保険特定健康診査受診勧奨事業委託」における個人情報流出についてでございます。資料だと１４ページからということになってございます。

衛生部データヘルス推進課からのご報告をお願いいたします。

○網野データヘルス推進課長 おはようございます。データヘルス推進課長の網野と申します。着座にて失礼いたします。

また、当課の係長の池田と主査の小泉と一緒に説明させていただきます。よろしく願いいたします。

では、今ご案内があったとおり、資料の１４ページになります。件名が、令和５年１０月１６日に発覚した「平成２９年度国民健康保険特定健康診査受診勧奨事業委託」における個人情報流出についてのご報告になります。

内容でございます。個人情報の漏えい等の重大事案としまして、区長定例記者会見で説明を行いました。また、個人情報保護法第６８条の規定に基づきまして、国の機関である「個人情報保護委員会」に漏えい等の報告を行いました。つきましては、本審議会にもご報告させていただくというところでござい

ます。

まず、項番１「事案概要」をご覧ください。

本案件なのですけれども、令和５年１０月１６日に、平成２９年度当時の受託事業者である株式会社NTTマーケティングアクトProCX（以下、ProCX社と呼ばさせていただきます）からコールセンターシステム事業者、NTTビジネスソリューションズ株式会社（以下、BS社と呼ばさせていただきます）の元派遣社員が区民の個人情報を不正に取得していたとの報告がありまして、本件が判明したところでございます。

なお、既にProCX社からは、警察への捜査協力・社内での調査の結果、BS社の元派遣社員から第三者への流出は確認されなかった旨の報告を受けておりまして、現在、正式な書面での報告を求めている最中でございます。

項番２「経過」でございます。

こちらは３月１２日現在のものですが、まず表の一番上、平成２９年９月２９日～平成３０年３月３１日まで、こちらが当課からこのProCX社に対して委託事業を行っていた期間でございます。こちらが業務のために区からProCX社に区民の個人情報、後ほど個人情報の種類が出てきますが、６,９９９人分を提供していたというものでございます。

その後、令和５年１０月１６日に本件の個人情報の漏えいが判明しました。

おめくりいただきまして、１０月１７日、ProCX社とBS社が記者会見を行いまして、報道発表がされました。

それを受けまして、区でも１０月２３日、送付先が確認できた区民の方、対象者にお詫び文を発送させていただきました。また、その下、「公表」というところになりますが、区からもホームページに掲載、議会への報告、報道機関情報提供を行わせていただきましたし

た。

また、その後、「あだち広報」や定例記者会見等での説明、掲載等を行いまして、今に至るところでございます。

なお、BS 社の元派遣社員なのですが、令和 6 年 1 月 31 日に逮捕、5 月 23 日に公判で起訴内容を認め、即日結審というところで、執行猶予 4 年の刑が確定しているところでございます。

項番 3 になります。「不正に持ち出された個人情報の内容」としまして、対象者は先ほど申し上げたとおり、6,999 人なのですが、平成 29 年度末の年齢が 43 歳以上 60 歳未満で、足立区の国民健康保険に加入していた方、また、特定健康診査を 3 年間連続で未受診だった方が対象となっていました。

流出した個人情報項目なのですが、被保険者氏名（漢字、カナ）、電話番号、性別、生年月日、年度末年齢、郵便番号、住所、方書になっております。

「4 原因」ですが、事業の実施においては以下の原因があったと考えております。

（1）契約前なのですが、情報公開・個人情報保護審議会への諮問手続の漏れというものがございます。

本事業なのですが、平成 20 年 9 月 26 日に区民部医療制度改革課が審議会へ諮問し、了承を得ておりました。ただ、この了承の内容というのが、受託者との個人情報の授受は紙ベースで行うということが前提での諮問でございました。その後、区民部におきまして、個人情報を USB メモリに保存して受託者へ提供する方法に変更しましたが、審議会へ諮問していなかったというところがございます。この後、この事業は平成 29 年度に区民部から衛生部の当課へ移管されたところがございます。当課といたしましても、

審議会への諮問の有無の確認を怠っておりまして、このまま移管されたときに諮問されていると思って業務を進めてきたところでした。

（2）でございます。「個人情報の取扱状況・再委託先の有無の未把握」というのがございます。

受託者が再委託をする際、今は区のほうにしっかりと報告の制度がございますが、当時はそちらができていなかったというところがございます。

また、（3）です。管理・監督不足というところで、実際に個人情報を扱う内容を受託者がどのように扱っているか、現在はこちらの事故等も受けまして、しっかりと管理している、実地調査も行っているところですが、当時はそのようにしていなかったというところがございます。

その下、参考というところをご覧ください。

今お話ししたのが事業の、区のほうの原因のところなのですが、こちらは ProCX 社側の原因のところでございます。

（1）再委託に関する誤認及び未報告です。

受託業務におきまして、ProCX 社は、システムサービスの利用であることから、再委託に当たらないと誤認していたというところ です。また、誤認によりまして、区に対して再委託の報告がなかったというところです。

（2）です。再委託先の管理不足。ProCX 社と BS 社の間で全く個人情報の安全管理措置の実施状況を確認するための取決めが明記されておりませんで、ProCX 社は BS 社における個人情報の取扱状況を把握していなかったという報告を受けています。

また、BS 社におきましては、（3）安全管理措置の不備というところです。BS 社において、この元派遣社員等を含め、規程に従わない USB メモリのシステム保守拠点での利

用、また私物 USB メモリの保守端末等への接続及び書き出し等が行えてしまっている状況であったと報告を受けております。また、個人情報の漏えいを防止するための措置が不十分だったという報告も頂いています。

「5 再発防止策」になります。

(1) 個人情報保護評価委員会(以下、P P A C といいます)への諮問でございます。本事業は、平成 31 年度に「電話での勧奨」から「通知による勧奨」へと事業実施方法を変更いたしました。その結果、P P A C の評価は不要との判断を頂いているところでございます。

(2) 個人情報の取扱状況・再委託先有無の把握になります。先ほどの事故も受けまして、個人情報の取扱状況及び再委託の有無を把握する運用に変更させていただいております。

また、(3) 实地検査による個人情報取扱状況の管理監督というところにつきまして、同様に、今回の事故を受けまして、個人情報の取扱状況、受託者がどのようにしているかというところの確認のために年 1 回以上の实地検査を実施しまして、もし不適切な場合があれば是正指導を行っているというところでございます。

おめくりいただきまして、今後の対応になります。

(1) 報告書の受領です。現在、ProCX 社から、先ほど申し上げたとおり正式な報告書を受領するやり取りをしているところです。

また、(2) 合意書の締結。区が当時、流出が分かって区の職員がお詫び文を発送したりといろいろな対応をしたところにちょっと経費がかかっておりますので、そちらのほうを今 ProCx 社に求めているというところで、合意書の締結を進めているところでございます。

私からは概要は以上でございます。

○川合会長 ありがとうございます。

ただいまのご報告につきまして、何かご質問等ありましたら、お願いいたします。

では、くぼた委員、お願いします。

○くぼた委員 くぼたでございます。よろしくお願いします。何点かお聞きしたいと思っております。

そもそもこの案件に関しては、当時は報道ベースでも結構流れたというふうに記憶しております。BS 社、それから ProCX 社のやっていることとはいえ、区としての対応、責任は看過できないなというふうには思っているのです。約 7,000 名の方の個人情報が流出されていると。この案件に関しては、やはり区としての責任をしっかりと究めて、業者がやったことという一言で片づけられないなというふうに私は思っていますので、その辺のところをお聞きしたいなというふうに思っております。

そもそもこの事故が起きた、15 ページになりますけれども、報道の発表があつて初めて分かったというのが実態かなというふうに思うのですけれども、区としては正直なところいつ確認が取れたのですか。

○網野データヘルス推進課長 ご質問ありがとうございます。

令和 5 年 10 月 17 日に ProCX 社は報道発表しておりますが、その前の 16 日に事故判明というところでございます。

○くぼた委員 ほぼほぼ発表があつたときにしか分からなかったというのが実態だと思うのです。

この案件のみならず、こういうことが出てくると、大体今の対応が多いのですよ。「知らなかったんです」、「分からなかったんです」、で、「今度こうします」と。これを繰り返していたら区民の個人情報というのはど

んどんだ漏れになってしまう。だから、その辺のところはしっかりと、後でやりすけれども、再発防止策を丁寧に仕上げていかなければならないというふうに思っているのです。

もう1点お聞きしたいのが、この約7,000名出てしまった個人情報なのですけれども、これによって考えられる被害、個人個人が考えられる被害というのはどんなことが想定できますか？

○網野データヘルス推進課長　ご質問ありがとうございます。

後で捜査から犯人以上の流出はなかったとはなっているのですけれども、当初考えていた想定被害としましては、例えば、この元派遣社員、犯人からいわゆる名簿屋のようなところに個人情報が売られて、その方たちによって、お名前、電話番号があるので、詐欺だとかそういうもののお電話等が行ってしまうのではないかなという被害は想定しておりました。

○くばた委員　やはりそこなんです。仮定の話で恐縮なのだけれども、これによって出てしまった情報がそういうところに渡り、さらにはそういう集団のところに行っちゃって、実際の被害に遭ってしまったとしたら、やはり区としては、これは絶対にあってはならない、繰り返してはならないということになると思う。不正に持ち出された個人情報の内容を見ると、平成29年度末で年齢が43歳以上60歳未満、特定健診を3年連続で未受診だった方、私もちょっとどきとしたのだけれども、この対象者に関しては、区は全員に対してどのような処置をなされましたか？

○網野データヘルス推進課長　表の10月23日のところに書かせていただいたのですが、区のほうでこの6,999名の方のうち、転居と

か、連絡がつかない方も一部いらっしゃったのは事実なのですけれども、その中で分かる方、5,308名の方に、こういうことがございましてというところをお詫びとともに説明の文書をお送りしているところでございます。

○くばた委員　そうすると、その説明の文書を出して、そこから区民からどんな意見があったのか——分かる範囲でいいのだけれども、どんな意見があったかお聞きしたいのですけれども。

○網野データヘルス推進課長　当時、ちょっと記憶にはなりますけれども、区民の方からの多くは、ほとんど電話でお問合せがあったところ。「私の情報は大丈夫なのか」とか、あとは、やはり多かったのが、「どうしてくれるんだ」というお問合せが多かったのは記憶しています。

○くばた委員　そのような区民の方々からの声というのは切実だと思うし、おっしゃるとおりだと思うのですよ。

さっき言った話で、犯罪組織に出てしまったり、そういったところからしかかってしまったら。だから、そういったことは絶対に——時間もあれなので、再発防止策だけあとやりすけれども、これからに関しては、基本的には諮問にかけたり、いろいろな手を打っていくと思うのだけれども、私が一番聞きたいのは、年に1回そういった実地検査というのかな、ちゃんとやっているかどうか、これは区がしっかりとした職責を持った人に見に行き、きちんと監査をするということではよろしいのですか。

○網野データヘルス推進課長　おっしゃるとおりでございまして、この事業だけではなくて、全て個人情報——今、データヘルス推進課というのが健診事業をやっておりますので、いろいろな健診の種類でそれぞれの個

人情報を取り扱いますので、全ての個人情報
を扱う業務で、取り扱っている受託先の現場
に最低、担当者と係長は必ず行くようにしま
して、どういう流れで個人情報を管理してい
るのか——流れもですが、システムでしてい
るのか、その辺を実際を目で見て、チェック
項目をつけて実施しているところございま
す。

○くぼた委員 最後ですけれども、今度、受
託先が再受託をするとなったときには必ず
連絡が来るのですよね。その再受託先に関し
てもきちんと実地検査に行くわけですよね。
今回の一番最初は、受託先が再受託して、そ
れが分からなかったと、区のほうも知らな
かったというところが第一歩だと思うのだ
けれども、その辺のことは大丈夫ですか。

○網野データヘルス推進課長 今おっしゃ
るとおりで、まず再委託先、再受託先には必
ず許可を取ってから——区のここに再委託
しますよという許可を取ってから再委託す
るようになっております。それ以外のものは
認めないということでやっているところで
ございます。

○くぼた委員 分かりました。もう1点、最
後。それで、BS社のところから正式な報告が
来ると書いてあるのだけれども、これはいつ
来るのか、それに対してどのように対応す
るのか、最後これだけお聞きしたい。

○網野データヘルス推進課長 今後の対応
に書かせていただいた正式な報告書なので
すけれども、現在、中身、案文を確認してお
りまして、近いうちに出てくると思っており
ます。

ただ、今待っているのが、区のほうの賠償
との合意書の内容、こちらとも併せておりま
して、報告いただいて、その後合意を結ぶと
いう流れになっておりますので、そこは時期
が近いうちというところで、まだ決まってい

ないというところではあります。

○くぼた委員 分かりました。近いうちとい
うところであれば、しっかりそれを取り交わ
して、区が損害賠償できるのであれば、それ
はしっかり損害賠償を立てて、きちんと報告
すべきものは報告してもらった上で、今後
の対応に関しては、本当に二度とこういうこ
とがないようにぜひよろしくお願いします。

以上です。

○川合会長 ありがとうございます。

その他、皆様いかがでしょうか。

では、上委員、お願いいたします。

○上委員 よろしく申し上げます。

再発防止策なのですけれども、委託先に関
して監査とかをできるようにするんだとい
うことがあったと思うのですけれども、ただ、
このケースは、実は11年ぐらい前に、もう
あまり名前を出すのもあれなのですけれど
も、大手教育事業会社がシステムの委託先で、
社員が窃取していたという事案とほぼ同じ
ような形なので、言いたいことは、いつでも
委託先に行けるんだというのはいいのです
けれども、例えばクライアント管理ソフト
ウェアみたいなものを入れて、操作ログを取
る。しかも、ログを取ってもほったらかして
いると何の意味もないので、委託先のほうで
1か月に一遍でもそういったチェックがで
きるので、ログをチェックするのって結構大
変なのですけれども、そういうことをしても
らっているという上で行かないと、誓約書
を書いて守らせています、はい、終わりです
というふうになってしまうので、実効性をどう
やって担保するのかということを検討した
ほうがいいかなというふうに思いますが。

以上です。

○網野データヘルス推進課長 ありがとう
ございます。

現在も項目に従って、事前にこういうふう

に個人情報を取り扱ってくださいというところはやっていると。ただ、今、委員がおっしゃったとおり、どこまでソフトでログを取って、それを確認してもらっているかというところを、区政情報課とも確認して取り扱っていきたいと思います。

○池田データヘルス推進課係長 係長の池田と申します。

今、全庁的にこの辺りの実地調査に入る際、の確認のチェックリスト等、そういったものは示されておりまして、その中でも正しくアクセスログを取ったりとか、そういったことをやっているかとか、かなりチェック項目が詳細に決められておりますので、実地調査に行く職員はまず事前にそこら辺も確認して、契約を結ぶ前にも事業者さんとそういったところはできているのかということは確認した上で調査に行っているというところで、こういった個人情報のことは全職員なかなか分からないところもありますので、その辺りは、ある程度区政情報課のほうから示された一覧にのっとって実地検査に行っているというような状況でございます。

○川合会長 ありがとうございます。

その他の皆様、いかがでしょうか。

では、先に山口委員、お願いいたします。

○山口委員 ありがとうございます。山口と申します。

今の報告の中で、私が追いつかなかったところを何点かお聞きさせていただければと思うのですが、まずそもそもこの契約管理につきましては、どこかの部署が一括できちんと契約を管理していて、しかるべきタイミングが来たところで定期点検を行ってくださいというようなワークフローが仕組みとして構築できているのか、それとも部署、部署でやられているのかというところにつきまして、まず教えていただければと思いま

す。

○網野データヘルス推進課長 まず契約管理なのですが、こちらは部署ごとになります。こちらはデータヘルス推進課として契約をして管理していくという形になります。

ただ、個人情報のチェックのフローにつきましては、全庁統一のもので進めているということです。

○山口委員 分かりました。ありがとうございます。

もう1点、今回USBメモリをとというところで媒体が出てきておりますが、昨今USBメモリでのやり取りというのは結構珍しくなっているかなと思っております。クラウドを活用するなり何なりで、プロテクトをかけてというのが主流かなと思いますけれども、今、令和6年度時点でどのようなデータのやり取りが主流なのかというところ、また、その理由をお聞かせいただければと思います。

○池田データヘルス推進課係長 ある程度私どものほうでも業者とファイル転送システムを使ってデータをやり取りしているものもありますが、割と私どもが扱っている情報としては、いわゆる健康診査の結果とか、かなり機微な情報が入っているというところで、まだ一部そちらのほう、ファイル転送システムが、逆に今の区全体の情報システム課のほうのシステムとかでまだそこまでのやり取りは認められていないものもございまして、そういったものについては今もパスワード付きのUSBメモリに入れて、セキュリティ便、そういったもので事業者とやり取りしているというような事業も、私どもの系の事業ではございます。

○山口委員 ありがとうございます。

最後の質問なのですが、今回のこの

事象というのは特に USB メモリという媒体に限らずに発生し得た事象なのか、それとも USB メモリだからこそ発生してしまった部分があるのかというのを見解をお聞かせいただければと思います。

○網野データヘルス推進課長 ProCX 社、BS 社とのやり取りの中でも、当課が感じているところは、USB だろうがというところがありまして、それよりも個人情報扱う際の、例えば書かせていただいているのですが、勝手に私物の USB を挿せるとか、そこで情報を第三者の監視もなく抜けるような、この体制が問題だったのかなというふうに考えているところでございます。

○山口委員 ありがとうございます。

私も民間企業で医療情報を扱う身として、これは、いちごっこなのはしようがないかなとは思いますが、もう少し仕組み化できるところがあるのではないかなというところはお話を聞いていて思いましたので、実施前の、再発防止策で書かれている「業務フローを整理し」というのをどこかの機会でももう少し詳細にご報告いただけると深い議論ができるのかなと思いました。

ありがとうございます。

○川合会長 ありがとうございます。

では、岡田委員、お願いいたします。

○岡田委員 委員の岡田です。よろしく願いいたします。

15 ページ～16 ページにかけてなのですが、先ほど山口委員からもお話があったところにも関連するのですが、平成 29 年度に区民部から衛生部データヘルス推進課に移管されたということなのですが、今、年度末でいろいろと人事が動いているさなかかと思いますし、移管された先の引継ぎというところについて確認させていただきたいのですが、きちんとこういうところ

は引継ぎされるのでしょうか。

○網野データヘルス推進課長 引継ぎはもちろんさせていただくところです。それが担当者レベルであったり、係長も含めてというところで何回かやると思うのですけれども、業務が結構大きいので、一度では終わらずというところがあります。

ただ、項番 4 の（１）に書かせていただいているとおり、そのときに、個人情報審議会に諮問がもう済んでいるものという前提で、申し訳ありません、うちも移管を済ませていたというところがございまして、業務の引継ぎは確実に進めていたというところになっております。

○岡田委員 膨大な量の引継ぎの業務量があると思うのですが、区も例えば 4 月から防災戦略ができますけれども、やはり全庁的に、所管が変わったときに、こういった審議会のほうに諮問されたかどうかも含めてこういうことも引継ぎをされないと、本日お集まりいただいている専門家の方々からいろいろなアドバイスを頂いていれば区役所の中でも防ぐ一手を打てたのではないかなと思うのですが、全庁的に考えていただきたいと思うのですが、その辺りいかがでしょうか。

○網野データヘルス推進課長 今、データヘルス推進課の事案なのですが、こちらの事案を全庁的に共有していただきまして、しっかりと移管時にはその業務はそもそもどういう根拠に基づいてやっているのかということも含めてというところが大事になってくると思いますので、また区政情報課さん、既にやっているものもございまして、全庁で共有させていただきたいと考えております。

○岡田委員 委託先、再委託先、再々委託先の再発防止策も拝見させていただきました

けれども、お仕事を発注する区役所の内部でしっかり方針を定めてやっていただくことが、こういった区民の不利益につながらないと思いますので、引き続きよろしく願います。

○川合会長 ありがとうございます。

その他、皆様いかがでしょうか。

では、水野委員、願います。

○水野委員 こういった個人情報の業務委託の状況というのは、この衛生部だけには限らないと思うのですけれども、全庁的に年間のぐらいの業務委託、個人情報に関わるものを業務委託されているのか教えていただきたいのですけれども。

○山根区政情報課長 区政情報課長の山根です。

全庁的にはどれぐらいの数がというところについては把握はしていないところがあります。ただ、先ほどお話がありました実地検査、こちらを行っていく形で、そのときに行った数ということでカウントしている形になります。大体おおよそ1,000件ぐらい、小さいところから大きいものも1件として数えると1,000件ぐらいの数が報告されているような形になります。

○水野委員 本当に大変な業務委託の数だな、状況だなと思うのですけれども、先ほど他の委員からもUSBにやっている状況はもう古いのではないかと、そういうふうにしなれば、ちゃんと技術的な問題を解決すればそういうことが起こらないのではないかとということもございましたけれども、どこまでいってもそういうのをかいくぐってやってしまう方もいるのではないかと途中で、不正な取扱いを検知できるような体制に変更したということであるのですけれども、不正な取扱いを検知できるような体制というのは、要するにどのようなことなのでしょう

か。

○網野データヘルス推進課長 今、委員がおっしゃられたところ、BS社の安全措置のところですが、委託先におきましても、先ほど言った、勝手に一社員がUSBメモリを挿して、私物のものに抜き出せないような、登録されていない例えばUSBメモリとかを入れると使えないようになっているシステムがございます。当課でも導入しているのですけれども、そういうもので防ぐというところを報告を受けているところです。これからも委託先とかにはそういうものを求めていきたいと思っております。

○水野委員 不正な取扱いが検知できてから動くのではなくて、先ほど他の委員からもございましたけれども、月に1回ぐらいしっかりとチェックする体制というのが本当に必要になってくるのではないかな、区にしっかりと監視されているよというのを分かっているいただく必要もあるのではないかなと思うのですけれども、その辺はどうなのでしょう。

○網野データヘルス推進課長 委員がおっしゃるとおりだと思っております。こちらからもいつでもチェックしますよというところをしっかりと受託先の会社の方たちにも知っておいていただくというか、感じていただくことが相互に監視するためには大事になってくるのかなと思っております。

○水野委員 そういう体制は整っているということでよろしいですか。

○池田データヘルス推進課係長 仕組みとして、例えば1年間通じた契約でありますと、3か月ごとに事業者のほうからどういったデータの例えば抜き取り作業をやったとか、そういった報告書というのは必ず求めるようにして、それを基に、それを持っていて実地調査等も行っているというようなと

ころはございますので、基本的には、報告を受けてしっかり業者のほうも3か月ごとにそれを意識して区のほうに報告するというようなことで今仕組みができていますところでございます。

○川合会長 ありがとうございます。

その他いかがでしょうか。——よろしいでしょうか。

では、各委員から重要な指摘がそれぞれあったかと思しますので、それらを踏まえて今後もご対応をお願いしたいということでございます。

では、報告事項の1点目は以上ということでよろしいですかね。

ありがとうございます。

（２）区政情報開示請求に対する却下決定の報告

○川合会長 では、次の報告事項に移ります。報告事項2「区政情報開示請求に対する却下決定の報告」でございます。資料の18ページからになります。

区政情報課からご報告をお願いいたします。

○山根区政情報課長 改めまして、区政情報課の山根でございます。よろしくお願いいたします。

まず、区政情報開示請求に対しまして、却下決定を今年度行いました。こちらにつきましてのご報告を審議会のほうにさせていただきます。

こちらは情報公開条例の施行規則の2条の2に基づきます却下決定ということでございます。規則のほうでは、第2条の3に基づきまして、審議会に報告をするという規定になっておりますので、ご報告をさせていただきます。

却下決定の状況でございます。こちらは3

点でございます。令和6年11月6日の請求日、決定は12月4日ということです。理由のところですが、平成26年度から令和5年度までに行った区政情報の開示請求について、開示を受けないで、これらの開示に関する費用について支払わないということを繰り返している方なわけですが、そちらについての経費が未だに支払われていないということでございます。そのため、当該請求は、足立区情報公開条例に定める開示請求の権利を濫用しているもので、開示には応じられないという決定を行いました。

根拠条文は右のところに記載のとおりでございます。

こちらの内容について、1、2、3と、裏面の19ページのところもございますけれども、3点开示請求がございましたので、こちらについては同一の理由で却下という決定をさせていただいたということでございます。

19ページの2番目のところに、ご案内ですけれども、根拠規定ということに掲載させていただいております。

条例のほうにつきましては、5条に「利用者の責務」として、開示を受けようとする者については、権利を適正に行使するとともに、その権利の行使によって得た情報を適正に使用しなければならないということで、請求をしても受け取らないというような状況というのは適正な開示請求ということではない状況だとは存じます。

それから、施行規則につきまして、却下できる規定というのを設けて、こちらについては明示しているところでございます。

その1の2のところでございますけれども、開示請求を行い、正当な理由なく条例第13条第2項に定める期間に開示を受けず、かつ、当該開示の実施に要する費用を納付し

ないということを繰り返したときということで、この方につきましては 10 年間にわたって 45 万円ほどの開示請求費が滞納されているというところでございます。

今年度の頭のところでございますけれども、規則のほうの改正については審議会でもお認めいただいたところで、今年度について 3 件却下という形になったという経過でございます。

私からは以上でございます。

○川合会長 ありがとうございます。

ただいまの報告につきまして、何かご質問等ありましたらお願いいたします。

○山口委員 すみません、知識がないもので大変恐縮なのですが、これは請求を受けざるを得なくて、何も対応のしようがなく、来たらこういう理由で 1 件ずつ却下していくしか対応ができないということなのでしょう。この同一人物の方に対して、こういうことを迷惑だからするなというような対応というのはできるものなのでしょうか。

○山根区政情報課長 情報公開条例につきましては、何人も請求ができるというような規定になっておりまして、こういう方だから請求をしてはいけないという規定はございません。ですので、請求自体は受理をして、行政処分になりますので、そちらについては決定をします。その決定としては、先ほど説明させていただいた却下という決定をするか、それとも開示をするかどうかということで決定をして、行政としてはしっかりとした処分をしていくというような形になりますが、その後は審査請求とか、それからその取消訴訟とか、そういう形ができるような形の行政手続にはなっております。

○山口委員 ありがとうございます。では、基本受け身で対応するということですか。すみません、ありがとうございました。

○川合会長 ありがとうございます。

その他いかがでしょうか。

上委員、お願いいたします。

○上委員 他の質問なのですけれども、この 3 件の申請は同じ方だと思えるのですけれども、このデータは昨年の 12 月時点までの集計なのか、それともこれ以降もうその請求はなくなったという理解でいいのですか。どちらなのでしょう。

○山根区政情報課長 今の時点ではこの 3 件という形になっております。直前のところも特にこれ以降のところについてはないような状態になってはおります。ただ、それがこういう却下決定を行ったからないかどうかというのについては分からない部分があります。

○上委員 ということは、これ以降は、現時点では特に請求はないということでしょうか。

○山根区政情報課長 おっしゃるとおりです。

○上委員 ありがとうございます。

○川合会長 ありがとうございます。

その他いかがでしょうか。

すみません、私が発言するのは良くないかもしれませんが、1 点だけ。18 ページから 19 ページにかけて書いてくださっている却下の理由というのは、このとおり処分通知書に記載したということでしょうか。

○山根区政情報課長 却下の理由の通知書上は支払っていない金額が入っていたりとか、それから条文の番号とかもこちらの根拠条文のものが入った形のものを通しているような形にはなりますが、おおむねこの内容で通知はしているところでございます。

○川合会長 ありがとうございます。

却下の理由の第 2 段落の「そのため、当該請求は」という、この「当該請求」は過去の、

26 年度から 5 年度までのというのを指すのでしょうか。

○山根区政情報課長 いえ、この「そのため、当該請求は」と書いてあるところについては、「本請求は」というふうに書いて……。

○川合会長 というふうにして先方に……。

○山根区政情報課長 今回の請求についても、こちらについては権利を濫用しているというような形では通知はしております。

○川合会長 分かりました。ありがとうございます。

その他いかがでしょうか。

水野委員、お願いいたします。

○水野委員 平成 26 年度からこういった状況が続いているということで、却下の決定まで実に 10 年以上かかっているというのは普通なら、民間とかなら考えられないかなと思うのですが、こういう長くかかってしまったという理由は何なのでしょう。

○山根区政情報課長 情報公開条例につきましては、全国の自治体ではほぼ条例化されているところでございまして、自治体の行政についての透明化を図るということで、先ほどご説明させていただいた、何人も請求できる、区民だけではなくてどのような方でも請求できるというような形にしております。そういうふうな形の条例ですので、なるべく区としては情報を公開していこうというような姿勢を示していくような条例になりますので、そちらを制御するというか、制約するような形の規定というのはなるべく設けないことが適切な運用かなというふうには存じております。

ただ、このようなごくごく特定の方についてはこういうふうな形の運用のところを利用して、こういうふうに対応していくということは想定されていなかったところなのですけれども、やはり過度なものについては

しっかりと対応できるような形のことを制定していこうということで規則をお認めいただいて、我々の区としての中ではこういうルールをつくっていこうということで、却下ができるような形をしております。

○水野委員 では、今後はこういった方が現れたら、即座にということか、こんな長期はかからずに対応できるということですか。

○山根区政情報課長 この難しいところは、繰り返しとか、過去にそういう実績があつてというところをどう認定するかというところがありますので、慎重にはしていく必要がありますし、審議会のほうにもご報告させていただいて、こういうものが適切な運用がされているのかどうか、行政側が濫用していないかということをしっかりと確認していただくということが肝要かと思しますので、そちらのほうを兼ねた上で運用のほうはしていきたいと思っております。例えば 1 回、2 回滞納しているから全部却下ですよというふうな運用はすべきではないかなというふうには考えております。

○水野委員 未納だけでも現在で 45 万円程度ということですが、それにかかるまでの人的な損害とか、時間的なそういった、区民のサービスの低下にもつながるのかなと思いますので、本当は損害賠償にも当たる事件なのではないかなと思うのですけれども、今後こういったことがあったときにどの程度で却下ができるのかというのは、先進自治体の例などもしっかり見ていただきながら進めていただきたいなと思いますが、いかがでしょうか。

○山根区政情報課長 委員がおっしゃるとおりでございまして、今、東京都とか、横浜市とか政令市ではこういう規定が多く執り行われております。23 区の中でもこういう形で規定しているところは多くはないとこ

ろでございますので、それだけこういう方がいらっしゃるかいらっしゃらないかで対応が変わってくるということだと思います。人口が多いと確かに開示請求の件数が多いですから、そういう対応をしております。足立区においても開示請求の件数はかなり多いですから、こういうことについてしっかりと行いながら、一般の方々の請求についてはしっかりと対応できていくような体制をしていかないと、先ほどお話ししました区政の透明化を図っていくということが使命ですので、そのような形を進めていくためにはしっかりとした形の対応も一方ではしていくということは必要だとは思っております。

○川合会長 ありがとうございます。

その他いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

ということで、ただいまの報告は以上ということでございます。ありがとうございます。

（３）「足立区個人情報保護評価委員会（ＰＰＡＣ）」の実施状況の報告

○川合会長 それでは、次の報告事項に移りたいと思います。報告事項の３「足立区個人情報保護評価委員会（ＰＰＡＣ）」の実施状況の報告になります。資料の２０ページからになります。

引き続き区政情報課からのご報告をお願いいたします。

○山根区政情報課長 引き続き、区政情報課の山根から報告をさせていただきます。足立区の個人情報保護評価委員会、ＰＰＡＣと申しますが、実施を行っております。

毎月開催ということで、先ほどご報告がありました、データヘルス推進課のような個人情報情報を委託するような事業のときにつきましては、新規の事業を委託するときには、今

まで審議会のほうに諮問して、こちらのほうでいろいろな議論を差し上げていたところだと思いますけれども、個人情報保護法が改正されて、令和５年からは審議会のほうに諮問ができなくなってしまったということがございます。そのような形の中で、こちらのＰＰＡＣという個人情報保護評価委員会というのを立ち上げて、内部のところでしっかりと、先ほどのワークフローではないですけれども、開始前、契約前に仕様の中身として安全管理措置が適切に行われているかということの評価するという場を設けました。そちらについてのご報告でございます。

委員の構成につきましては、項番４のところに書かせていただきました、内部の部長級、課長級の委員と、それから専門アドバイザーの方々、弁護士の先生と、それから大学の情報通信ネットワーク等、セキュリティについてご存じの方が入った形の中で評価をさせていただいております。

１枚おめくりいただきまして、２１ページ目から横判になっておりますけれども、毎月新たなものについて、事業については評価をさせていただいているところでございます。

第３回の６月２０日につきましては、４件の案件になります。そのうち、一番下の１６番のものにつきましては会のほうにかけてはおりませんが、内容について、例えば紙ですとか、そういうものを使っているような形で委託をするもの、先ほど委員からも話がありましたけれども、USBを渡すとか、そういうものも小さい委託のときには行っていたりとか、紙で行っているということもまだまだございます。

しかしながら、先ほどのお話にありました、インターネットとかそういうものを使った形や、システムを使ったものについてはこち

らの評価委員会のほうにかけて、安全管理措置がしっかり行われているかどうかを確認していくものでございます。

それから、第4回は、案件がなかったので不開催となっております。こちらの認知症の推進事業につきましては、紙とかの役割のところツールでやるということがありましたので、評価委員会のほうにはかけずに、区政情報課のほうで内容を確認して、報告を委員会のほうにするという形式を取っているものでございます。

1枚おめくりいただきまして、9月20日、10月21日、11月20日というふうに毎月行っていくような形にしておりますが、案件につきましては細かいものが多くございますので、先ほどのプライバシー関係については、プライバシーマークとか、ISMS、ISO27001とかの組織的安全管理措置が取られている事業所なのかどうかということについても、最初の契約のときに要件として定めて仕様書のほうに入れているというような形になっております。

それから、最近のところでございますと、先ほどのお話にありましたログの取得については、普通には行っている場合が多いのですが、解析を行う、分析を行う、定期的に、頻度をどれぐらいにするのかということについても個人情報保護委員会のほうからも示されているところがありますので、こちらと比較的そういうことを仕様書の中に設けて、しっかり分析をしていってもらうということを受託者に求めていくというような形で仕様書として整えていくということもこの中ではお話としては入れております。

量的にはいろいろな委託事業がございますので、こちらのほうにご報告をさせていただいているものです。

私からは以上になります。

○川合会長　ありがとうございました。

それでは、ただいまのご報告につきまして、何かご質問等ありましたらお願いいたします。

では、山口委員、お願いいたします。

○山口委員　ご報告ありがとうございます。

第三者認証の取得を事前に確認するとか、きちんとルール化されていてすごく安心した部分があるのですけれども、1点だけ。

昨今、生成AIの活用というのが物すごくはやっているかと思います。私が勤めている会社でも、ようやくAI技術を使う場合の規定というものを委託する際に設けて確認するようにはなりました。やはりデータががちがちと使って、知らないところでその学習データが使われてしまうですとか、そういったリスクは一定あるかなとは思いますが、AIに関する規定について、今なくても今後どうしていこうかですとか、そのような見通しがあればぜひ教えていただければと思います。

○湯本 ICT戦略推進担当課長　ICT戦略担当課長の湯本です。

生成AIの利用に関しては、庁内で生成AIを使うときにはルールはつくっております。個人情報データをアップしないですとか、公序良俗に反するようなものは生成しないですとか、そういったルールに基づいて今つくっております。

委託事業者に対してはまだルールがありませんので、今後そこについては、どんどんいろいろなことができるように今なっておりますので、そこは検討して盛り込みたいと思っています。

○山口委員　ありがとうございます。よろしくお願いします。

○川合会長　ありがとうございました。

その他いかがでしょうか。——よろしいで

すかね。

分かりました。ありがとうございました。

では、ただいまの報告事項3は以上といたく思います。

（４）報告特定個人情報保護評価の再実施に伴う第三者点検の報告

○川合会長 では、次の報告事項に移ります。報告事項4「特定個人情報保護評価の再実施に伴う第三者点検の報告」でございます。資料は30ページからになります。

引き続き区政情報課からのご報告をお願いいたします。

○山根区政情報課長 区政情報課の山根です。

特定個人情報保護評価ということで、マイナンバーがついている個人情報のことを特定個人情報と言いますけれども、こちらについて評価の再実施を行ったということで、第三者点検も行いました。

こちらについて、項番1のところに1～5ということで、対象の事務が掲載されております。こちらはいずれも件数としてはかなり多い件数、あるいは閾值的には31ページのところに記載しておりますけれども、10万人以上30万人未満の事務につきましては、今回再実施を行ったところでございます。

再実施の理由としましては、システム標準化とガバメントクラウドへの移行ということで、今、区のほうで国のガバメントクラウドに移行ということに関しまして、そちらの事務を各所管のほうで行っております。そのシステム変更に伴いまして、場所が変わる——足立区役所の中にあるサーバーから外のクラウドのガバメントクラウド、AmazonとかのAWSが多いですけれども、そういうところに移すということがありますので、こちらについて場所が変わるということも含めま

して全体的には評価をして、こちらについては、第三者点検の日には項番1のところに記載の日のとおりということになっております。その前にパブリックコメントをしまして、その上で第三者点検を行ったということでございます。

点検の中身につきましては、小委員会の委員長を務めていただきました水町委員のほうからご報告をしていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○水町委員 オンラインから失礼いたします。聞こえておりますでしょうか。

今ご報告いただいたとおりですが、形式名の意見、あとはガバメントクラウドに関する質疑等はございましたが、特段問題なく小委員会として承認という結論になりました。

私からは以上です。

○川合会長 ということで、ただいま区政情報課及び水町小委員会委員長からご報告いただきましたが、ここまでのご報告について何かご質問等ありましたらお願いいたします。

では、水野委員。

○水野委員 1点だけ。点検結果が「適切な安全管理措置が講じられていることを確認した」とございますけれども、これは技術的な面で安全ということだったのでしょうか。どのようなところが安全と評価されたのか、そこ1点だけ教えていただければと思います。

○水町委員 私からお答えいたします。

技術的安全管理措置というか、特定個人情報保護評価というのは、評価書の様式が国のほうで定められています。その様式にこれを記載するという事項がかなりいっぱい書いてあるのです。そもそもどういう取扱いをして、マイナンバーが記載された個人情報ファイルを何に使うのですか、誰が使うので

すが、どう使うのですか、誰か区の外に提供するのですか、委託するのですか、保管・消去はどうするのですかという事実面をまず記載した上で、それぞれの対策というのを書くことになっています。それぞれの対策が、例えば収集が不正収集じゃないとか、過剰に要らない情報を取得していませんかとか、個人情報取得する際の、マイナンバーを取得する際の方法が適切ですかとか、マイナンバーを突合キーに使って何か不正なことをしていませんかとか、提供方法は大丈夫ですか、提供先は大丈夫ですか、管理はどうなっていますかというような、あとは監査とか教育とか開示請求とか、もろもろ全般的に、フェーズごとにどういう対策をしていて、どう考えているのかというのを記載するシートになっているのです。それを区のほうで記載いただいていて、それを読んで、問題があるところは質疑していくという形になります。

ただ、限界があることも事実でして、そこに書かれている内容で、例えば百点満点なのかというところまで踏み込んで判断できるかという、例えばそれがセキュリティ対策であれば、やればやるほどよいにこしたことはないですが、その分予算もかかってくるわけですし、日々の業務に支障が出るほどの強いセキュリティ対策をかけるのかとか、いろいろな観点があって、これさえやれば絶対大丈夫ですみたいな点検までできているものではないです。

ただ、区としてこういう対策を取っているというのをきちんと記載いただいて、第三者の目でおかしいところがないか、あとは気になるところがないかというのを点検して、この小委員会で審議しているという形になります。

○水野委員 ありがとうございます。

○川合会長 ありがとうございます。

その他いかがでしょうか。——よろしいでしょうかね。

ありがとうございます。では、ただいまの報告事項は以上ということになります。

4 その他

報告事項は以上となります。その他、委員の皆様から何かございますでしょうか。

岡田委員、お願いいたします。

○岡田委員 先日行われた予算特別委員会で、議会の様々な会派の方から、東京女子医大足立医療センターの理事長逮捕の報道を受けて、様々な質疑が行われました。この足立区情報公開・個人情報保護審議会は公開ということなのですが、当時区が女子医大に補助金を出した 85 億円の審査会については非公開ということだったのですけれども、この公開・非公開に関する区が規定している規約等についてももう一度伺いたいのですけれども、お聞かせいただけますか。

○山根区政情報課長 今、別件で政策経営部長がおりませんので、区政情報課の山根のほうから説明をさせていただきます。

区では、政策経営課のほうで審議会に関する公開等の指針というので、審議会についての定義とか、それから審査会という名前にしている附属機関ですね、こちらについてはしているところです。

ただ、その内容についての公開・非公開については、その各所管が、審議会を所管しているところが決定していく、あるいはその会の中で審議している中身によって、先ほどの情報公開条例上でもありますけれども、透明性を高くしていく必要があるということなので、傍聴の方を入れて公開していくというのが原則的な考え方になっております。

ただ、個人情報を含む場合ですとか、それから法人の権利や利益を害するようなものについては、審議の内容によっては非公開として運営をしていくというような形になっているのが通例ではございます。

今回の、先ほど委員からお話が合った女子医大の補助金の審査会、そちらについては非公開で運営をされていたというふうに存じ上げております。

○岡田委員 非公開で行われた審査会ということだったのですけれども、やはり1月、2月に報道がなされて、区民の方が不安になっているということから、予算特別委員会で様々な委員から質疑がありました。

2021年に委員会で議員が、85億円も多額な税金が投入されるのですから、審議会について議事録を公開したほうがいいんじゃないかという指摘があり、こういう事件が起きて、初めて公開されたのが今年の2月28日、私も区民の皆さんにその審査会の議事録を見ていただいたほうがいいんじゃないかということで、公開されたのが3月14日だったのですけれども、この情報公開の在り方、情報公開制度の手引にもありますように、

「区民と行政との信頼関係の強化を図り、公正で透明な区政を実現することを目的にしている」と書かれているのですね。私は、この議事録の公開の仕方、これは区民の方は探せないようになっていっているように感じるのです。ホームページに更新しましたというニュースリリースもありませんでしたし、これは本当に区民のための透明化、公正化が進んできているのかなというふうにちょっと疑問に感じていたので、質問をさせていただきました。

先ほど指針とありましたけれども、その指針の中では、非公開とする議事録を作るときに音声データがあったかと思うのですけれ

ども、それを消すとか消さないとか、いつまで残す、いつ消すということが全く書かれていないのですね。この辺り、しっかり指針として変えていかなければならないと思いますけれども、いかがでしょうか。

○山根区政情報課長 区政情報課長です。

今、委員がおっしゃっていたとおり、情報提供とか情報公表についても条例の中ではうたわれているところでございます。開示請求等によらず、自ら区が情報については公開していく、公表していくというスタンスは委員がおっしゃるとおりだと思います。

その中で、先ほどありました、ホームページとかで記載がどこのところにするかというところは、ホームページの制約もありまして、作成についてのルールがありまして、出せるところというのが限られているところもあるかと思います。

ただ、検索がしやすいようにとか、広く目が止まるようなところに掲載するということは必要なことだと思いますので、そのようなことは各所管のほうで考えて、事案によって変わってくることもあろうかと思いますけれども、対応していくということが必要なことだというふうには思います。

○岡田委員 今の話だと、指針は変えないということですか。それとも、変えていくということでしょうか。

○山根区政情報課長 指針につきましては、変えるか変えないかというところについては今検討しているというふうには聞いておりますので、今後どのような形の内容になるかということは、この場では、私どもも所管ではないのですから、総務課あるいは政策経営課のほうで今検討を進めているというふうには聞いております。

○岡田委員 今この場では変えられないということなのですけれども、やはり会社法で

したら、10 年間書類を保存するですか、様々な法律にはそういうふうに、書類、また大切なデータを残すというふうに決められている中、審査会の議事録の要約となった音声データは消しました、もうありません、それで私はこの 85 億円という血税が正しく適正に使われたかどうかということを区民の皆さんに説明できないんじゃないのかなと思ったので、根拠としておっしゃる指針についてはよくご検討していただいたほうがいいのかなと思いました。

すみません、情報公開という名の下の審議会だと思いましたので、しっかり区民に対して信頼の強化と、公正、透明な区政の実現を目指していただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○山根区政情報課長 情報公開条例を所管している区政情報課としましては、区政情報室も含めまして、そういうふうな審議会や附属機関の議事録等につきましても公表していくということについては行っていくところでございます。

先ほど委員からお話がありました音声データとか、議事録の内容だとか、そういうものにつきましては、ルールを決めるということは必要なことだというふうには思いますので、今後ともそういうふうなものについてはしっかりとした対応というのを重ねていくような形を取っていきたいと思っております。

私のほうから各所管のほうにも委員からのご発言があったということをお伝えしていきたいというふうに思っておりますので、私のところで答えられる範囲としてはそういうふうな形かなというふうに思っております。

○川合会長 よろしいでしょうか。

では、その他特にございませなかね。

5 閉 会

○川合会長 では、これで本日予定の案件は全て終了ということになります。

委員の皆様におかれましては、ご尽力くださいましてありがとうございました。

それでは、事務局より連絡事項がありましたらお願いいたします。

○山根区政情報課長 委員の皆様方、それぞれのご立場から貴重なご意見ありがとうございました。

事務局からは連絡事項が2点ございます。

1点目は、地下の駐車場をご利用された委員の方々につきましては駐車券をご用意しておりますので、必要な方は事務局までお申し出いただきたいと存じます。

それから、次回の審議会の開催日ですが、7月頃を予定しております。まだ開催日が決まらず申し訳ございませんが、またご通知を別途させていただきますので、よろしくお願いいたします。

連絡事項は以上でございます。

○川合会長 ありがとうございました。

その他特段ないようでしたら、本日の審議会はこのにて閉会とさせていただきますと思います。

本日もご協力いただきましてありがとうございました。